

平成 27 年度後期（第 3 期）官民協働海外留学支援制度
～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～ 三重県版「地域人材コース」
「航空宇宙産業分野の企業へ就職をめざす人材の留学支援」
募 集 要 項

三重県内の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する、トビタテ！留学 JAPAN 三重県留学生支援協議会では、平成 27 年度後期（第 3 期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」の派遣留学生となる学生を募集します。

<官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～について>

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～（以下「本制度」という。）は、平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」に基づき、官民が協力して海外留学を支援するために創設された「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業からの支援により、独立行政法人日本学生支援機構が、“産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”の育成という観点から支援するのにふさわしい学生を募集し、奨学金等を支給する制度です。

本制度は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在籍する日本人学生等に対し、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場としての留学生のネットワークの提供を行います。

本制度では、「日本再興戦略」や産業界の意向を踏まえ、実践的な学びを焦点に、自然科学系分野、複合・融合分野における留学、新興国への留学、諸外国におけるトップレベルの大学等への留学、将来日本の各地域で活躍することを希望し留学する学生であって、人物に優れ、かつ、経済的支援が必要である学生を支援します。また、学生の海外留学を促進するという観点から、各領域でリーダーシップを発揮する多様な人材を支援すると同時に、支援を受けた学生が留学の前後を通じて留学の意義や成果を積極的に発信等することで、海外留学の機運を高めることを目的としています。

申請コース等の詳細については、本制度の募集要項（別添）及び以下のウェブサイトを参照してください。

- ・トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイト：<http://www.tobitate.mext.go.jp/index.html>
- ・日本代表プログラムウェブサイト：<https://tobitate.jasso.go.jp/>

<「地域人材コース」について>

地域人材コース（以下「本コース」という。）は、海外留学と地域企業等でのインターンシップを組み合わせた地域独自のプログラムを通じて、地域の活性化に貢献し、地域に定着す

る意欲のあるグローバル人材（グローバル人材）の育成を目的としています。プログラムの企画・運営等は、地域の企業、地方公共団体、高等教育機関等により構成されるコンソーシアム（地域協議会）が主体となって行います。したがって、本コースの対象となる学生の要件、プログラムの内容、募集・選考方法等は地域（都道府県、政令指定都市又は中核市）の産学官が連携して実施する「地域事業」ごとに異なります。

日本学生支援機構は、採択された地域事業への立ち上げ支援として、地域の資金拠出額に応じて、学生に対する奨学金等及び地域において本プログラムを運営するための資金の一部を支援します。

また、本コースで採用された学生は、「日本代表プログラム」の派遣留学生として、本制度の学生コミュニティや日本代表プログラムで実施する事前事後研修等に参加することになります。

本募集要項は、三重県内の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成するトビタテ！留学 JAPAN 三重県留学生支援協議会（以下「本協議会」という。）が実施する航空宇宙産業分野の企業へ就職をめざす人材の留学支援（以下「本事業」という。）で募集する派遣留学生の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

記

1. 趣旨

三重県を取り巻く産業は自動車や電子デバイスや電子部品の製造、石油化学産業等が盛んであり、県内出荷の7割を占めて全国9位の出荷額があります。とくに電子部品・デバイス製造に関しては全国1位など、ものづくり中小企業の活躍がとて盛んな県です。その一方で、ものづくり企業の多くが関わっている自動車関連産業は、海外との取引が盛んであるため、世界経済の影響に左右されやすい構造をしているのが特徴です。

そこで三重県は新たな産業の柱として「航空宇宙産業」振興に取り組んでいくこととし、平成25年10月には国が定めた国際戦略総合特区の1つである「アジアNO1航空宇宙産業クラスター形成特区」が認定されました。また、平成26年8月には産学官の有識者から成る「みえ航空宇宙産業研究会」を設置し、県内の航空宇宙産業の振興と発展を目指しているところです。

三重県の掲げる航空宇宙産業ビジョンは、世界的な視野を持つ人材を育成し、県内産業及び中小企業を盛り上げていくことです。そのため、三重県がこれから世界に打って出るためには、三重県と海外を結ぶ架け橋（ゲートウェイ）となる人材の育成が急務であると考えています。

2. 事業の概要

三重県が「みえ航空宇宙産業ビジョン」を掲げ、海外とのゲートウェイとなる人材の育成に取り組む中で、航空宇宙産業のすそ野拡大及び県内ものづくり企業の海外参入を目指すべく、以下の実施体制で留学生を支援していきます。

(1) 実施体制（産官学体制におけるそれぞれの役割）

- ア) **自治体**：三重県（地域協議会は雇用経済部が担当する）
 - ・事務管理、資金管理、コーディネーターとの調整や全体進捗管理。
- イ) **企業等**：県内の地方銀行、航空宇宙産業への参入を目指す企業団体
 - ・留学資金の支援及びインターンシップ受け入れの協力。
- ウ) **教育機関**：県内の四年制大学及び高等専門学校
 - ・募集にかかる一切の事務、留学内容及び期間の設定等。

(2) 留学プログラムのコース

提携校コース及び本人が留学先と内容を自由に設計する2つのコースがあります。

- ア) 在籍大学等の推薦する提携校へ留学するコース
- イ) 応募者（学生）が行き先や内容を自由に決めるコース

両者のコース概要については、「5. 支援の対象」の項目にて述べています。

なお、いずれの留学コースを選択する場合でも、三重県内企業等でのインターンシップ研修を20日程度受けていただくことが応募の条件となります。

(3) 留学生の選考

協議会会員からなる審査委員会を設置して派遣留学生の決定を行います。

3. 求める人材像

本事業では次のような人材を支援します。

- (1) 日本人学生等であって、将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身につけようという意欲を有する人材
 - ・世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲
 - ・社会のために貢献したいという高い志
 - ・自らの志を具体化するための思考力と行動力
 - ・失敗から試行錯誤しながらも挑戦し続ける強い精神力
 - ・様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても果敢に挑戦する姿勢
 - ・集団活動においてイニシアティブをとり、周囲を巻き込む能力
- (2) グローバル企業での活動を始め、世界で活躍したいという意欲、又は日本において日本の良さ、地域の良さを世界に発信し、日本から世界に貢献したいという意欲を有する人材
- (3) 本制度で実施する事前・事後研修や留学生ネットワーク等における教育課題や本制度におけ

る諸活動（独自の情報システムを通じた企業や学生等との交流、留学活動の内容や成果を広く社会に発信する活動等）に主体的に参画する人材

- (4) 海外進出を図ろうとする三重県内のものづくり企業をサポートし、県内産業の振興を支えることや、地元地域への貢献をしたいと思う人。また、県内企業への就職及び活躍を目指す人材

4. 定義

この要項において、「派遣留学生」とは、我が国の大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）（以下「在籍大学等」という。）に在籍する学生で本制度により奨学金等の支援を受ける学生をいいます。

5. 支援の対象

(1) プログラムの内容

<地域独自プログラム>

○プログラムテーマ（航空宇宙産業にかかる工学、ビジネス系分野）

支援対象とする留学計画は航空宇宙分野に関連するものであり、要素技術分野（工学系あるいは企業会計や経営等のビジネス系）であっても支援対象とします。なお、留学先での活動内容やミッションについては、航空宇宙分野を知る・学ぶための独自の計画を新たに作成し、航空宇宙分野が含まれていることが必要です。なお、留学を希望する地域については、自ら定めたミッションを確実にクリアできるのであれば問いません。

○事前オリエンテーション及び事後報告会（予定）

（事前オリエンテーション）

本事業の派遣留学生向けの事前オリエンテーションを開催します。日本代表プログラムの事前研修とは異なり、ここでは留学する上での心がまえや海外での異文化を経験する上で、三重県の歴史や文化の知識を深めて事前の準備を行うものです。

1. 地域人材コース留学の流れ（事務局）
2. 三重を知る『三重の多様な歴史・文化』（M i e m u）
3. 地域企業の社長による、留学生に対する熱いメッセージ（講演）
4. オリジナルの留学計画を共有（発表とディスカッション）
5. 質疑等

◆開催日時・場所

平成27年7月上旬

場所：三重県庁周辺

（事後報告会）

派遣留学生が帰国し、県内企業でインターンシップ研修まで終了した後で行う報告会

1. 事後報告会の趣旨説明（事務局）

2. 留学成果の報告（派遣留学生）
3. グローバルリーダーとなるには？（講演）
4. 反省点を踏まえて今後のロードマップ（発表とディスカッション）

◆開催日時・場所（予定）

- ・平成 27 年 12 月下旬頃（平成 27 年 12 月までに留学及びインターンシップが終了する派遣留学生が対象）
- ・平成 28 年 3 月～4 月（平成 28 年 3 月までに留学及びインターンシップが終了する派遣留学生が対象）
- ・場所：三重県庁周辺

○留学プログラム、事前・事後インターンシップ・・・活動内容、派遣先、実施時期、期間

【留学プログラム・活動内容】

以下 2 コースのうちいずれかを選択：

ア) 在籍大学等の推薦する提携校へ留学するコース

学校で推奨されている留学コースに基づいて留学内容を計画するコースです。学校推奨コースの中の留学プログラムを元にして、留学内容を計画していただきますが、その中には航空宇宙産業分野に関する内容（リサイクル、L C A、検査・修理技術、切削加工技術、複合材料(CFRP)・軽量化技術、3 D C A D、高密度電子デバイス、電子回路技術、情報処理技術等）や航空宇宙産業に関係した企業会計や経営マネジメント技術を習得する、または航空宇宙産業の創出に繋がる取り組みやフィールドワーク等の実践活動を行うなど、ものづくり産業界での活躍に意欲のある学生の留学を支援します。

イ) 応募者（学生）が行き先や内容を自由に決めるコース

既存プログラムにとらわれずに、応募者自身により留学先と留学計画を自由に設計できるコースです。ただし、応募の申請要件はア)にあるとおり、何らかの航空宇宙産業に関する活動が含まれていることが必要です。

(※ 2 コースとも留学期間は 28 日以上～6 ヶ月以内の計画としてください。)

【事前・事後インターンシップ時期・期間等】

地域協議会の会員企業の中からインターンシップを受入れ可能な企業にてインターンシップを実施します。なおインターンシップ候補企業等については最終採択決定後にご案内します。

1. 実施時期（出発前と帰国後に分けて実施する場合があります。）

（例）3 ヶ月以内の留学：平成 27 年 8 月あるいは 11 月帰国後

6 ヶ月以内の留学：平成 27 年 8 月あるいは平成 28 年 2 月帰国後

2. インターンシップ期間

留学前後合わせて最低 20 日間程度を実施予定

＜日本代表プログラム（全コース共通）＞

○事前及び事後研修（各 1 回参加、開催場所は関東及び関西を予定。）

※事前研修・・・平成 27 年 7 月下旬～8 月中旬、12 月上旬（予定）に実施

(2) 留学計画の申請要件

支援の対象とする留学計画は次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- ① 平成 27 年 8 月 21 日から平成 27 年 12 月末までの間に諸外国において留学が開始され、平成 28 年 2 月 29 日までに留学が終了する計画。ただし、留学開始前に日本で開催される事前研修に参加できる計画に限る。
- ② 諸外国における留学期間が 28 日以上 6 ヶ月以内の計画。
- ③ 留学先における受入れ機関（以下「留学先機関」という。）が存在している計画。
- ④ 在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画。
- ⑤ 実践活動が含まれている計画。

※留学期間とは、実際の授業や実習の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国にかかる期間は留学期間に含まれません。

※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。

※受入れ機関との接触状況を証明する書類等の提出は必須ではありません。

6. 派遣留学生の選考における審査の観点

【書面審査】（1 次審査）

志望動機等から見る人物評価及び留学内容の計画評価を行います。

- ・人物評価の審査員：民間選考委員（地域協議会員）
- ・計画評価の審査員：専門選考委員（コーディネーター及び大学、高専職員）

●（審査ポイント）

以下の事項が適切であるかどうかを判断します。

- ・目標設定、達成見込、実施内容あるいは取組内容、計画内容、実現可能性

【面接審査】（2 次審査・プレゼンテーション）

個人及びグループ審査を基本とした人物重視の審査を行います。

- ・審査員：民間選考委員（地域協議会員）

●（審査ポイント）

海外留学をするにあたっての意欲や熱意、留学計画での目標設定等

7. 支援の内容（詳細は「別紙 1」参照）

派遣留学生には、奨学金、留学準備金及び授業料（以下「奨学金等」という。）が支給

されます。

(1) 奨学金等の内訳

1) 奨学金月額：

指定都市 200,000 円

甲地区 160,000 円（北米、欧州、中近東（一部地域を除く））

乙地区 140,000 円（指定都市、甲地区、丙地区以外）

丙地区 120,000 円（アジア（一部地域を除く）、中南米、アフリカ）

2) 留学準備金：

① 事前・事後研修等参加費

・事前オリエンテーション・事後報告会（地域）参加のための国内旅費の一部

・事前・事後研修（全国）参加のための国内旅費の一部

※事前オリエンテーション・事後報告会（地域）に係る参加費については、合格決定後に通知します。

※事前・事後研修は2地区（関東・関西）で開催予定です。開催時期、参加会場については、在籍大学等及び本人宛てに別途通知します。

※派遣留学生が主たる学修活動を行う在籍大学等のキャンパスが位置する都道府県に応じて、別紙2のとおり参加費を支給します。

② 往復渡航費の一部

本制度による留学のための渡航・帰国のため旅費の一部

アジア地域 100,000 円

上記以外の地域 200,000 円

※他団体等から渡航・帰国にかかる支援を受ける場合は、往復渡航費は支給されません。

3) 授業料：

留学先機関における授業料相当額（学費・登録料）

●1年以内の留学 上限 300,000 円

※学生交流に関する協定等により、留学先機関において授業料不徴収又は全額免除となっている場合は支給されません。授業料一部免除の場合は、授業料から免除分を除いた差額が支給対象となります。

※海外の留学先機関が本人宛てに発行した請求書をもって授業料相当額を支払います。ただし、大学間交流協定に基づく交換留学による場合で、留学先機関から在籍大学等宛てに請求があり、その請求に基づき在籍大学等から本人宛てに請求を行う場合は、その請求書に基づき授業料相当額を支払います。

※授業料相当額（学費・登録料）が明確に区分できない場合は支給されません。

※宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋（あっせん）業者手数料は授業料相当額に含みません。

(2) 奨学金の支給基準

留学開始月と留学終了月以外の期間は、月額支給とします。

留学開始月及び留学終了月については、それぞれの月の留学日数の計によって、下記のとおり支給されます。

留学日数計	開始月	終了月
15 日未満	×	×
15 日以上 45 日未満	○	×
45 日以上	○	○

※ただし、留学期間が 28 日未満の場合は、支援の対象外となります。

(3) 奨学金等の支給方法

派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて行います。

留学期間中は、奨学金を受給のために、毎月、「月次留学計画進捗報告書兼在籍確認証明書」を在籍大学等に提出し、前月の学修活動と留学先機関での在籍の確認を報告する必要がありますので、在籍大学等との連絡を密にできるようにしてください。事務手続等の詳細は追って別文書にて案内します。

8. 支援予定人数

計画人数:計 6 名（予定）

※実際の支援人数は、応募内容・審査の状況等により変動します。

9. 派遣留学生の要件

本制度で支援する派遣留学生とは、日本国籍を有する学生又は日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(10)及び(11)又は(12)に掲げる要件を全て満たす学生になります。

- (1) 本制度で実施する事前・事後研修及び留学生ネットワーク（支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生
- (2) 日本の在籍大学等において、学位取得を目的とした課程に在籍する学生
- (3) 日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学先機関が受入れを許可する学生
- (4) 日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生
- (5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生
- (6) 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生
- (7) 平成27年4月1日現在の年齢が30歳以下である学生

- (8) インターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける場合は、その平均月額が、本制度による奨学金の支給月額を超えない学生
- (9) 本制度の第1、2期派遣留学生でない学生
- (10) 本制度の平成27年度後期（第3期）の他の申請コース（①自然科学系、複合・融合系人材コース、②新興国コース、③世界トップレベル大学等コース、④多様性人材コース）に応募していない学生（既に上記4コースのいずれかに応募しており、本コースへの応募を希望する学生は、上記4コースの応募を取り下げることが可能）

また、本事業では、上記の要件に加え、次の要件のいずれかを満たす学生が対象となります。

- (11) 三重県内の在籍大学等(*)に通学及び在籍する学生
- (12) 三重県内に実家がある等、生活の拠点があり、三重県以外の大学等に通学、在籍する学生

(*)在籍大学等とは、「4.」の定義の内容を指します。

※応募に際して、学生が専攻している分野（学部・学科等）は特にこだわりません。

※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認すること。

※日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）との併給はできません。

※日本学生支援機構が実施する第一種奨学金の貸与を受けている者は本制度の奨学金と併給が可能ですが、休止を希望する場合、在籍大学の担当部署にて手続きを行ってください。

10. 派遣留学生を支援することができる在籍大学等の要件

派遣留学生を支援することができる在籍大学等は、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす必要があります。不明な点があれば、在籍大学等の留学生担当部署等に確認してください。

- (1) 留学中の派遣留学生の学修・実践活動状況を適切に管理する体制がとられていること。
- (2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。
- (3) 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

11. 応募学生申請書類の作成及び提出

応募学生は、下記(1)で示したホームページから、(2)に定める応募学生作成書類の様式をダウンロードして作成し、在籍大学等に提出してください。

なお、申請される留学計画は在籍大学等により学修活動として認められる必要がありますので、在籍大学等の留学生担当部署等に相談の上、作成を進めてください。

- (1) 三重県版「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム・地域人材コース」
プログラム名：「航空宇宙産業分野の企業へ就職をめざす人材の留学支援」

(URL : <http://www.pref.mie.lg.jp/SSHUSEKI/HP/tobitate/index.htm>)

(2) 応募学生申請書類

- ①平成 27 年度後期（第 3 期）官民協働海外留学支援制度留学計画書＜三重県＞（様式 1）

… 1 部

- ②留学先機関の受入れ許可証等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し … 1 部

- ③語学能力を示す書類（TOEIC、TOFEL、IELTS 等のスコア写し） … 1 部

- ④成績通知書もしくは成績証明書のいずれかの写し … 1 部

※②については、申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。

※①～④については、紙媒体に加え、電子媒体（CD-ROM への焼き込み）として併せて提出してください。

(3) 在籍大学等への提出期限

在籍大学等への提出期限は在籍大学等によって設定されますので、在籍大学等の留学生担当部署等に直接確認してください。

※申請書類（紙媒体）は全て A4 サイズに統一して作成してください。

※申請書類（紙媒体・電子媒体）は日本語表記としてください。

※電子媒体に関しては、1 ファイル当たりデータ量を 2 MB 以内におさえて作成してください。

※申請書類（紙媒体・電子媒体）の作成に当たっては、様式等を参照の上、作成してください。

欠落（不足）や記入漏れ等があった場合は、審査の対象とならない場合があります。

12. 申請書類の提出から支援までの流れ（予定）

実施時期については以下のとおりです。

○在籍大学等への提出期限：在籍大学等の留学生担当部署等に直接確認してください。

○地域協議会への提出期限：平成 27 年 4 月 27 日（月）17 時締切

○審査（1 次審査・2 次審査）

1 次審査：平成 27 年 4 月 30 日～5 月 11 日

2 次審査：平成 27 年 5 月 30、31、6 月 1 日（予備日）のうちいずれかで実施。

○各審査の通知結果

1 次審査結果通知：5 月中頃

派遣留学生の決定：6 月下旬（協議会から大学等へ連絡）

○事前オリエンテーション（三重県内）

平成 27 年 7 月上旬予定

○事前研修

平成 27 年 7 月上旬～8 月中旬、12 月上旬（予定）

場所：関東、関西（予定）

※留学前に参加可能な時期で 1 回参加していただきます。

○事前・事後インターンシップ時期（三重県内）

平成 27 年 8 月以降から帰国後の平成 28 年 3 月 31 日までに実施（出発前と帰国後に分けてインターンシップを実施する場合があります。）

13. 留学状況報告書の提出

派遣留学生は、留学終了後に留学状況報告書を本協議会に提出する必要があります。提出様式、提出方法についての詳細は追って別文書にて案内します。

14. 留学計画等の変更

採用決定後に、在籍大学等、留学先機関、渡航先、天災、病気等のやむを得ない事情により、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の内容及び支給月数に影響を及ぼすことが明らかになった場合、派遣留学生は在籍大学等を通じて速やかに本協議会に変更申請の手続きをとる必要があります。なお、変更にあたる支援額の増額変更は、原則として認められません。

※選考期間中に変更が生じた場合であっても、計画変更の手続きは採用決定後になります。

変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり計画変更が承認されず、採用取消しになる場合もありますので御留意ください。

15. 採用取消し又は支援の打ち切り等

本協議会は、以下のような場合に、派遣留学生として採用後も派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「5. (2) 留学計画の申請要件」「9. 派遣留学生の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 留学先機関において懲戒処分を受ける等留学の中止が適当であると認められた場合
- (3) 採択された留学計画内容に大幅な変更がある場合であって、再審査の結果不採択と判定された場合や、自己都合によりプログラムの途中で辞退する場合
- (4) 計画内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- (5) 学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと本協議会が判断した場合

16. その他留意事項等

派遣留学生は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学後も随時状況確認ができるよう、在籍大学等や留学先機関と連絡を密にするようにしてください。留学に関する情報収集の手段として、日本学生支援機構ホームページ等を活用できます。

[留学情報等照会先]

○独立行政法人日本学生支援機構

ホームページ http://www.jasso.go.jp/study_a/oversea_info.html

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全担当）」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先国（地域）の状況から安全な留学が困難と認められる場合は、派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください（海外に3か月以上滞在する場合は在留届の提出が義務付けられています）。在留期間が3か月未満の場合についても、「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので登録をするようにしてください。（たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）

〔海外安全情報等照会先〕

○外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全担当）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1（外務省庁舎内）

TEL：（代表）03-3580-3311（内線2902、2903）

ホームページ http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

17. 障害のある学生について

障害のある学生で、本制度に申請するに当たり支援を希望する場合は事前に在籍大学等を通じて、本協議会に御相談ください。

18. 個人情報の取り扱いについて

本制度の募集や採用等に係り提出された個人情報は、本制度のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、日本学生支援機構、大学等教育機関、在外公館、行政機関、公益法人及び業務委託先等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

19. 在籍大学等からの照会先

※応募学生はすべて在籍大学等を通じて各手続及び質問等を行ってください。

【三重県地域協議会事務局】

・三重県雇用経済部 ものづくり推進課（西村、小磯）

住所：〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話：059-224-2749 FAX:059-224-2480

メール：tobitate@pref.mie.jp

受付時間：平日の午前8時30分から午後17時まで（土日除く）

支援内容(奨学金等)

区分	支援内容	支給内容	支給時期												
短期	奨学金	○留学先地域により次の4つに区分 指定都市 200,000 円 甲地区 160,000 円(北米、欧州、中近東(一部地域を除く)) 乙地区 140,000 円(指定都市、甲地方、丙地方以外) 丙地区 120,000 円(アジア(一部地域を除く)、中南米、アフリカ) ※留学開始月と留学終了月以外の期間は、月額支給とする。 ※留学開始月及び留学終了月については、それぞれの月の留学日数の計によって、下記のとおり支給される。 <table border="1"><thead><tr><th>留学日数計</th><th>開始月</th><th>終了月</th></tr></thead><tbody><tr><td>15日未満</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td>15日以上45日未満</td><td>○</td><td>×</td></tr><tr><td>45日以上</td><td>○</td><td>○</td></tr></tbody></table> ※ただし、留学期間が28日未満の場合は、支援の対象外となる。	留学日数計	開始月	終了月	15日未満	×	×	15日以上45日未満	○	×	45日以上	○	○	原則、当該月に支給
	留学日数計	開始月	終了月												
	15日未満	×	×												
	15日以上45日未満	○	×												
45日以上	○	○													
○事前・事後研修参加費	・事前オリエンテーション・事後報告会参加のための国内旅費の一部 ・日本代表プログラムの事前・事後研修参加のための国内旅費の一部 ※事前・事後研修は2地区(関東・関西)で開催予定。開催時期、参加会場については、在籍大学等及び本人宛てに別途通知する。 ※在籍する大学等のキャンパスが位置する都道府県に応じて、別紙2のとおり参加費を支給する。	各研修参加後に支給													
○往復渡航費	留学先への渡航及び帰国のための往復渡航費の一部 アジア地域 100,000 円 (アフガニスタン、インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス) 上記以外の地域 200,000 円 ※他団体等から渡航・帰国にかかる支援を受ける場合は、往復渡航費は支給されません。	原則、渡航前に支給													
○留学先における授業料相当額(学費・登録料)	①1年以内の留学 上限300,000円 ②1年を超える留学 上限600,000円 ※学生交流に関する協定等により、留学先機関において授業料不徴収又は全額免除となっている場合は支給されません。授業料一部免除の場合は、授業料から免除分を除いた差額が支給対象となります。 ※海外の留学先機関が本人宛てに発行した請求書をもって授業料相当額を支払います。ただし、大学間交流協定に基づく交換留学による場合で、留学先機関から在籍大学等宛てに請求があり、その請求に基づき在籍大学等から本人宛てに請求を行う場合は、その請求書に基づき授業料相当額を支払います。 ※授業料相当額(学費・登録料)が明確に区分できない場合は支給されません。 ※宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学幹旋業者手数料は授業料相当額に含みません。	原則、留学開始前に支給													

(注)派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて、それぞれ以下のとおり行う。なお、奨学金については、在籍大学等において毎月(回)在籍確認を行った上で行う。

・奨学金

「原則、平成27年度中支給予定分を一括で、トビタテ！留学JAPAN三重県留学生支援協議会から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

・留学準備金(事前・事後研修参加費)

「事前・事後研修への参加確認後に、トビタテ！留学JAPAN三重県留学生支援協議会から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

・留学準備金(往復渡航費)

「渡航前に、トビタテ！留学JAPAN三重県留学生支援協議会から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

・授業料

「原則、奨学金の支給に合わせて、トビタテ！留学JAPAN三重県留学生支援協議会から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

事前・事後研修参加費支援内容

会場	大学等(キャンパス)が位置している都道府県	支援内容
関東	北海道、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	50,000円
	鳥取県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、香川県、高知県	40,000円
	青森県、秋田県、広島県	25,000円
	岩手県、福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県	20,000円
	宮城県、山形県、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県	15,000円
	新潟県、福島県、長野県	10,000円
	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県	5,000円
	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	0円
関西	北海道	60,000円
	青森県、岩手県、秋田県、沖縄県	50,000円
	長崎県、宮崎県	40,000円
	宮城県、山形県、福島県、新潟県、大分県、鹿児島県	30,000円
	栃木県、群馬県、熊本県	25,000円
	茨城県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、福岡県、佐賀県	20,000円
	山梨県、長野県、山口県、愛媛県	15,000円
	富山県、静岡県、広島県、島根県、高知県	10,000円
	福井県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県	5,000円
	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	0円